（その１）

収支報告書

平成 28 年分　※該当箇所に☑をすること。

1 政治団体の名称（ふりがな）　歯平会（しへいかい）

2 主たる事務所の所在地　岡山県赤磐市高屋390

3 代表者の氏名　千原 純

4 会計責任者の氏名　千原 純

事務担当者の氏名　秋田 和志

電話番号　0869-55-3322

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

岡山県選挙管理委員会 受 29.5.18 付

（受付印）

☐ 解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、さくら色の様式（様式その１、その２、その１７及びその２０）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	☑ 無
公職の種類	（現・候）
（※）選挙区名	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

（※）資金管理団体の指定の期間				
平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分	
☐	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	平沼 赳夫
公職の種類	衆議院議員 （現）候

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間				
平成	年	月	日	から
平成	年	月	日	まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

		十億	億	百万	千	円
収入総額					6,795,377	
	(前年からの繰越額)				4,244,933	
	(本年の収入額)				2,550,444	
支出総額					32,272	
翌年への繰越額					6,472,655	

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費						
金額					255,000	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)					51	人

(2) 寄附													
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額												備考
		十億		億		百万		千			円		
(ア) 個人からの寄附										0			
(うち特定寄附)										0			
(イ) 法人その他の団体からの寄附										0			
(ウ) 政治団体からの寄附										0			
小計　(ア) + (イ) + (ウ)										0			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)										0			
イ　政党匿名寄附										0			
合計　(ア + イ)										0			

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	十億 百万 千 円	
この頁の小計	0	
１件 10 万円未満のもの	44	
合　　計	44	

(注)　１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。「１件10万円未満のもの」及び「合計」欄は最終頁に記載してください。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考：本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	備考
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	22272		
小計	22272		
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0		(3)にはア～エの計を記載のこと
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0		
合計	22272		

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。
併せて（その16）に記載が必要です。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳								項目別区分	事務所費					
支出の目的	金額							年月日			支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考	
	千億	百万	千	百	十	一	円	平成						
収入監査報告作成費				2	1	6	0	0	28	6	3	(株)J.橋総研	岡山市北区野田屋町2丁目11-20	
この頁の小計				2	1	6	0	0						
その他の支出				1	0	6	7	2						
合計				3	2	2	7	2						

（注１） 資金管理団体は、５万円以上の支出はすべて個別に記載し、５万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注２） 国会議員関係政治団体は、１万円超（１万１円以上）の支出はすべて個別に記載し、１万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
（注３） 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
（注４） 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	□	☑	
カ　金　銭　信　託	□	☑	
キ　有　価　証　券	□	☑	
ク　出　資　に　よ　る　権　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑してください。　　(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　有　　□　無

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成２９年 5 月 18 日

政治団体の名称　歯平会

会計責任者の氏名　千原純

※解散する場合以外は、代表者の氏名等は記入しないでください（通常は未記入となります。）。
※解散する場合であっても、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名　　㊞

※解散の場合は、解散届も必要となります。

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）政治団体が解散する場合、解散する年の最後の収支報告書には、代表者の記名押印又は署名が必要です。署名の場合は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

平成２９年５月１３日

歯平会
代　表　千原　純　殿

登録政治資金監査人　小橋 仏敬

登　録　番　号　第６７７号
研修修了年月日　平成２２年３月１９日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、歯平会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、歯平会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１７条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

３　業務制限

歯平会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上